



宮古労基署ニュース

死亡災害ゼロ継続日数

宮古署管内 令和7年11月1日時点

建設業 1283日 **その他の業種 705日**



岩手県最低賃金が改定されます

令和7年12月1日から

時間額

1,031円

前年比
79円UP!

令和7年12月1日から岩手県最低賃金が時間額1,031円に改定されます。最低賃金額が1,000円を超えるのは岩手県では今回が初めてのことです。

今月号では、最低賃金に関して監督署によく寄せられる質問をご紹介します。

よくある質問



Q1 学生やアルバイトには最低賃金は関係ないですよね？

A1 いいえ。「最低賃金制度」は年齢やパート・学生などの働き方の違いに関わらず、働くすべての人に適用されます。（※最低賃金減額特例制度の許可を受けた場合等の例外を除く。）

Q2 月給制だから最低賃金は関係ないですよね？

A2 いいえ。月給制の場合も「月給額÷1か月の月平均所定労働時間数」により計算した時間単価が最低賃金額（時間額）以上となっている必要があります。



Q3 残業代を含めると最低賃金額以上となっているので問題ないですよね？

A3 いいえ。最低賃金の対象となるのは基本的な賃金に限られます。時間外割増賃金や休日割増賃金は最低賃金の対象とならない賃金のため、実際に支払われる賃金から、これらを除いた賃金が最低賃金額以上となっている必要があります。（その他にも最低賃金の対象とならない賃金があります。）



←最低賃金の計算方法、除外される賃金等の詳細はこちらから

下請けかけこみ寺のご案内

11月は「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」です
～取引上の悩み 抱えていませんか？～

代金の未払い

受取拒否

不当なやり直し

返品

買ったたき



「下請けかけこみ寺」では、中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんが抱える取引上の悩み相談をお受けします。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

相談無料

☎ 0120-418-618

詳細はこちらから→

(お近くの下請けかけこみ寺につながります)



11月は「特定自主検査強調月間」です！

令和7年度建設荷役車両特定自主検査強調月間スローガン

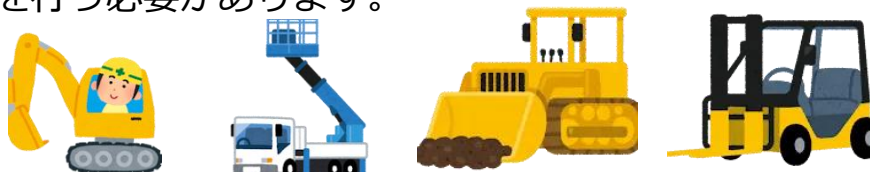
災害の 危険の芽を摘む 特自検

特定自主検査（特自検）とは？

労働安全衛生法により、フォークリフト等の車両系荷役運搬機械、油圧ショベルなどの車両系建設機械、高所作業車等について、事業主に実施が義務付けられた検査のことです。

「1年を超えない期間ごとに1回（不整地運搬車の場合は2年に1回）」「定期的に」「有資格者による検査」を行う必要があります。

特自検が必要な機械の一例→



特自検以外にも必要な検査があります！

月次検査… 1ヶ月を超えない期間ごとに1回、定期に行う必要がある検査。資格不要。

(よくある違反の例…検査を毎月行っておらず、3ヶ月に1回しか行っていなかった。)

作業開始前点検…その日の作業を開始する前に行う必要がある点検。資格不要。



検査を適切に実施し、
災害を未然に防止しましょう！

詳細はこちらから→



職場から転倒災害をなくしましょう！



来月12月から2月は

冬季転倒災害防止対策強化期間 です！

岩手労働局では、冬季間における転倒災害をなくすため、12月から2月までを「冬季転倒災害防止対策強化期間」と定め、「いわて年末年始無災害運動」と連動し、転倒災害防止に取り組めます。

転倒災害の発生状況

岩手労働局管内では、**転倒**による労働災害が最も多く、**全体の約3割**を占めています。特に**12月から2月**の冬季に多く発生しており、転倒災害の**約半数**を占めています。

転倒災害防止のための対策

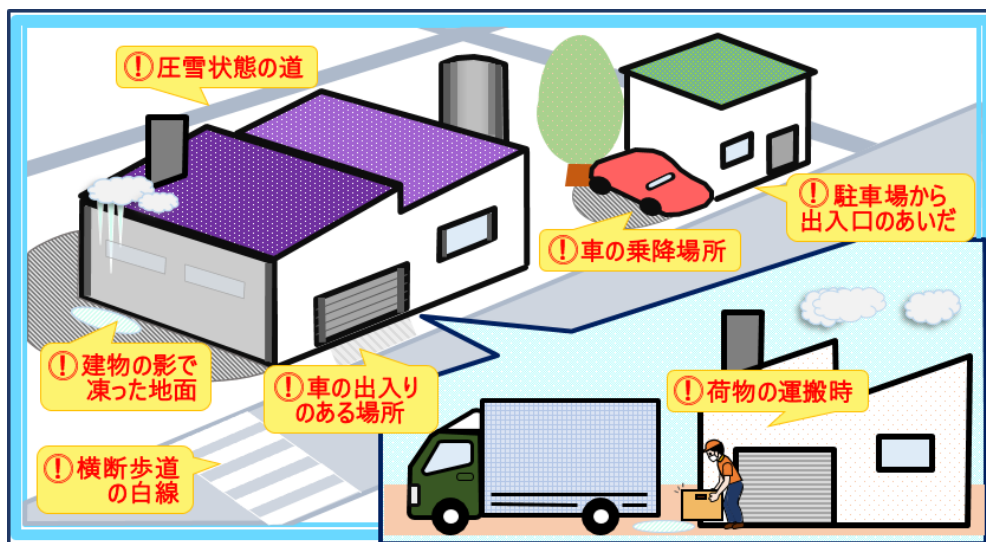
～転倒危険マップを作成しましょう～

職場のあんぜんサイトも
ご活用ください！➡



危険箇所をあらかじめ知っていれば、その箇所を通行する際により注意して通行することができます。

従業員参加で危険箇所
を洗い出しましょう！



～滑りにくい靴を履いて安全に歩行しましょう～

ピン・金具付きの靴底

靴底に付いた金属のピンや金具が氷を引っかき、突き刺して滑りを防ぎます。

脱着可能な靴用アタッチメントタイプもあります。



【注意点】

カーペット等に金具やピンが引っかかってつまづいたり、タイル等の床で滑ってしまう危険があります。



深い溝のある靴底

グリップ力が強いいため、滑りにくくなっています。

溝が浅くなるとグリップ力が低下するので溝の点検も重要です。



【注意点】

溝が深くても靴底が固いと「つるつる路面」では滑りやすく、また、溝に雪が詰まると滑りやすくなります。



～雪道を歩くときのポイント～



大きな歩幅で歩く
かかとから着地する



歩幅は小さく
すり足で歩く

靴裏全体に重心を
乗せるように着地する

石綿関係の法改正のお知らせ

2026年1月1日以降着工の工事から

一部の工作物の解体・改修・メンテナンス等の工事にあたっては

工作物石綿事前調査者

による事前調査が必要です！

＜対象工作物及び事前調査の資格＞

区 分	対象工作物	事前調査の資格(下記のいずれか)
特定工作物 石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和2年厚生労働省告示第278号、一部改正令和5年厚生労働省告示第89号)	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び压力容器 ④ 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) ⑤ 焼却設備 ⑥ 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。) ⑦ 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ⑧ 変電設備 ⑨ 配電設備 ⑩ 送電設備(ケーブルを含む。)	 工作物石綿事前調査者
	⑪ 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)	・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記(①～⑰)以外の工作物 (※)塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	

工作物の一例↓



配電設備



ボイラー

詳細はこちらから↓



おまけ

▶今月号の宮古労基署ニュースは、今までと比べて少しパワーアップしました！皆さんどの部分が変わったかお気づきでしょうか？正解は…「二次元コードをクリックすると、リンク先のサイトを閲覧できるようになった。」ことです。電子データで労基署ニュースをご覧になっている方は是非お試しください！

▶さて、監督署員の前任地紹介シリーズも今回が最終回となりました。今回は監督・安衛課長の前任地、大分県です。課長にインタビューしたところ「おすすめは別府温泉です。別府八湯など多種多様な温泉に加えて、地獄めぐりや街中のあちこちでのぼる湯けむりなど見て楽しい風景があります。」とのことでした。

▶これから冬も本格的になってきます。今月号でもご紹介したとおり、岩手労働局管内での転倒災害のうち約半数は、12月～2月の3か月間に集中しています。「冬季転倒災害防止対策強化期間」は12月からですが、余裕をもって早めに対策をすすめましょう！

